

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から同年12月13日まで
大学を卒業した昭和35年4月に同期の学卒者約20人と一緒にA社に入社した。半年間の研修期間終了後は、同社B営業所勤務となり、同年10月1日にB営業所へ赴任したことを記憶している。同社には35年4月から継続して勤務していたので、申立期間の未加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年10月1日にA社C事業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係るA社B営業所における昭和35年12月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を、申立期間①については、昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とし、申立期間②については、34年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和28年4月1日から同年5月3日まで
②昭和34年11月20日から同年12月1日まで

A社には昭和28年4月1日に入社し、平成2年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。「ねんきん特別便」により年金記録に2か所の空白期間があるとされたが、37年間継続して勤務しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿、経歴書及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から、申立人は、昭和28年4月1日から同社に継続して勤務し（昭和34年11月20日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和28年5月及び34年12月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については1万円、申立期間②については1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの資格取得届を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付していない。」と回答していることから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を申立期間①については昭

和 28 年 5 月 3 日として、申立期間②については 34 年 12 月 1 日として、いずれも誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 4 月及び 34 年 11 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年4月に大学を卒業し、私立高校の非常勤講師として就職した時、父が市役所で私の国民年金の加入手続をしたことをはっきりと記憶している。また、保険料は母が毎月市役所で納付し、その金額については7,000円でお釣りがあったことをしっかり覚えている。当時の領収書等はないが、初めて被保険者となった日が59年4月1日と明記されている年金手帳を所持している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて被保険者となった日が昭和59年4月1日と明記された年金手帳を所持していること、及び加入手続は59年4月に父が市役所で行い、保険料は母が毎月市役所で納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」の欄には、昭和59年4月1日を61年4月17日と訂正した記載があるとともに、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿においても被保険者資格の取得年月日は61年4月17日とされている(当該被保険者名簿には昭和59年4月1日を61年4月17日に訂正した記載はない。)

また、申立人の国民年金手帳記号番号(現在の申立人の基礎年金番号)は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から昭和61年5月8日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間は申立人が国民年金の被保険者となっていない期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

なお、上記の市は、申立人が初めて被保険者となった日が同人が所持する年金手帳に昭和 59 年 4 月 1 日と記載されている事情については分からないと説明している。

さらに、申立人の両親から聴取しても、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間当時は、国民年金制度ができてすぐだったので、私が居住していた地区では有資格者は強制的に全員加入し、保険料を納めていたと思う。加入手続は役場で夫が行ったと思っている。保険料の納付は、地区の婦人会で集金していたので夫と二人分を集金で納めたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「結婚して間もないころであり、夫と共に制度ができてすぐに加入した記憶がある。」と述べるとともに、申立人が所持する年金制度共通の年金手帳(昭和49年11月以降に発行されている様式のもの)には、初めて被保険者となった日が昭和35年10月1日と記載されている。

しかしながら、申立人が申立期間当時に居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿においては被保険者資格の取得年月日は昭和40年4月1日とされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号(現在の申立人の基礎年金番号)は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から昭和40年5月27日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間は申立人が国民年金の被保険者となっていない期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、上記の町は、申立人が初めて被保険者となった日が同人の所持する年金手帳に昭和35年10月1日と記載されている事情については分からないと説

明している。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年8月までの期間、5年3月、同年12月、6年3月、7年3月及び8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年8月まで
② 平成5年3月
③ 平成5年12月
④ 平成6年3月
⑤ 平成7年3月
⑥ 平成8年3月

私が最初に非常勤講師として勤務した小学校の事務職員から、講師の任期が切れた時は国民年金に加入するように言われたので、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するたびに、母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、納付期限までに銀行等で保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親から聴取しても、当時の国民年金の加入手続等についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持している年金手帳には、平成4年6月1日から10年3月31日までの期間に係る複数の国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録が10年ごろにまとめて記載されていることや、社会保険庁の記録では、10年5月28日にすべての申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得記録が追加処理されていることから、4年1月ごろに行ったとみられる最初の国民年金の加入手続以降、10年5月ごろまで国民年金の加入手続が行われていないものと推測でき、国民年金の被保険者資格取得記録が追加処理された10年5

月時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所のオンライン記録により、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、平成3年4月から4年3月までの保険料については、11年5月以降、数回に分けて追納されており、その他の加入期間の保険料は、10年4月から同年7月まで及び14年3月の5か月分の保険料を除き、10年10月以降、5回に分けて過年度納付されていることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金への切替手続を適切に行っておらず、切り替え時の国民年金保険料の納付意識も薄かったのではないかと推測される。

加えて、申立期間は6回にわたっており、この申立期間すべてについて、行政側の国民年金保険料の収納事務に不手際があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年4月までの期間及び44年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年4月まで
② 昭和44年1月から47年3月まで

私が20歳の学生の時に、市議会議員をしていた父が私の国民年金の加入手続を市議会事務局で行い、国民年金保険料は父の市議会議員給与から控除されていたと父から聞いている。また、申立期間①と申立期間②の間の期間、私は公立中学校で勤務していたが、そこを退職した際も父に国民年金の加入手続等一切を任せていた。父は、国民年金保険料の納付意識が高かったので、私の国民年金保険料も納付してくれているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、申立期間における申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の姉と共に昭和47年4月28日に連番で払い出されており、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一部（昭和44年1月から同年12月まで）の国民年金保険料は特例納付によるほかは時効により納付できないが、申立人は申立人の父親から特例納付を行った旨の話は聞いておらず、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父親から申立人の姉、妹についても、「両人が20歳になった時に国民年金に加入し、両人の保険料を納付した」と聞いていたと供述しているが、申立人の姉、妹について、両人が20歳当時に国民年金

の被保険者資格を取得し国民年金保険料を納付した記録は無く、この申立人の供述は事実と相違しており、申立内容は信頼性に欠けるものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 368

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで
終戦後の昭和20年10月にA社B工場に就職した。当時は就職すると言え
ばすぐに雇ってもらえた時期で、見習いや臨時という採用の仕方ではなかつ
たので、厚生年金保険の加入記録が半年後の21年4月からとされているこ
とに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことを推認すること
はできる。

しかしながら、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚は、
申立人と同様に、A社に就職した直後の半年間は厚生年金保険に加入してい
ない上、その他の同僚も、「A社に入社してすぐには、厚生年金保険に加入
できなかった。」と述べており、当該事業所においては、入社後すぐには厚
生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険
者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番
号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について推認でき
る関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。